

第3回熊本市性に関する指導の推進委員会議事録

令和5年12月25日（月）14:00～16:30

熊本市役所議会棟2F（総務委員会室）

1 開 会

2 教育委員会挨拶

3 委員長挨拶

4 議 事

(1) 第2回推進委員会の内容についての報告

(2) 基本方針について

①基本方針の提案（事務局）

②グループ討議

秋月委員長：議事の進行につきましては、会議が円滑に進みますよう、委員の皆様のご協力をお願いいたします。

それでは、議題1の第2回推進委員会の内容についての報告を事務局の方からお願いいたします。

事務局：第2回熊本市性に関する指導の推進委員会を令和5年10月31日の火曜日に行いました。時間は2時から4時5分まででした。場所は、総務委員会室で行いました。参加者は、委員の先生方10人、事務局から健康教育課8人、総合支援課2人、人権教育指導室から1人、合計21人の参加のもと行いました。

議事は・第1回推進委員会の内容について報告

・指導資料作成の基本方針についてグループ討議

⇒各グループからの発表、質疑・応答

秋月委員長：ありがとうございました。

今の報告に関して、何か質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

秋月委員長：次に議題2の基本方針の提案について、事務局の方から説明をお願いします。

事務局：資料2をご覧ください。パワーポイントを使って説明します。

まず、熊本市性に関する指導（指導案集）の、平成26年度版の基本方針について確認をいたします。

○どのような背景を持つ子どもがいたとしても取り組むことができる授業

○性に関する学習をすることで、自分に誇りを持つことができ、学ぶ必然性や学ぶべき価値があると子どもの中で受け止められる授業

○指導者が指導案集をみて、「おもしろい」「やってみよう」など、授業がイメージできて、実践意欲が沸く授業

コンセプトは『どの子どもも輝く授業』です。

次に性に関する指導の基本的な考え方を確認いたします。

幼児、児童生徒の人格の完成と豊かな人間形成をめざし、学校における性に関する指導は、児童生徒等が性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるようにすることを目的に実施されており、体育科、保健体育科、特別活動をはじめとして、学校教育活動全体を通じて指導することが大切であり、この基本的な考え方は、現行の指導案集発刊当時と変化するものではありません。

では、現行の指導案集を発刊した当時と比べ異なっているのは、情報化の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易であること。児童生徒等の心身の成長発達の指導に当たっては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から行うことが、学習指導要領に新たに示されました。また、令和2年6月に性犯罪、性暴力対策の強化の方針が、閣議決定をされました。性犯罪性暴力を根絶していくためには、子どもたちが加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育を行っていく必要があります。性に関する課題が多様化、複雑化し、学校、家庭、地域の関係機関等との連携した子どもを中心に支援できる体制が重要になっています。

さらに性の多様性の理解や対応が求められています。

次に前回のグループ協議のまとめを確認していきたいと思えます。

○自分の心と体を大切にすることを育てられる授業づくり

○大きな柱の5項目（生命尊重、からだを知る、心を知る、人のつながり、家族そして社会）は基本として、自分を知る（性に関する自己認識）を特化していく。これを軸としてほかの分野に広げていく。

○性の多様性と性情報の氾濫については、発達段階に沿った系統を考える。

○ジェンダーギャップ、ジェンダーフリー、性の多様性についての授業づくり

○性情報への正しい知識・判断、相談や医療へのアクセス

○性差に関わらず、性被害の予防

○集団指導と個別指導の補完の見える計画

○単元を通してねらいに迫る授業計画の立案、1時間完結ではない。

○一人一人、自分、まわりの人みんなを大切にすることを育てる計画

○学校内外の専門家の活用を踏まえた計画

これらのことから、事務局で考えた基本方針の案を提案させていただきたいと思えます。

基本方針の案

- 1 性に関する正しい知識や情報を身に付け、自分の心と体を大切にすることができる。
- 2 多様性や人権を尊重して、他者への思いやりを持つことができる。
- 3 現代的な課題について、適切な意思決定や行動選択をすることができる。
- 4 集団での学びと、個々のニーズに応じた学びができる
- 5 いつでも必要な情報にアクセスできる

この5つになります。

次にグループワーク協議の内容と今回の基本方針のつながりについて説明したい

と思います。

グループ協議での自分の心と体を大切に子どもに育てられる授業づくりや自分を知る、性に関する自己認識に特化する、一人一人自分を大切に育てる心育てる計画などは、この1番の自分の心と体を大切にすることができるとつながっています。

また、性の多様性であったり、ジェンダーギャップ、ジェンダーフリー、性の多様性についての授業づくりは、2番の多様性や人権を尊重して他者への思いやりを持つことができるところにつながってくると思います。ここでは性の多様性に限定はしておらず、いろんな考え方や生き方という意味で、広い意味での多様性というところで考えております。

性情報の氾濫については、発達段階に沿った系統を考えるや性情報への正しい知識・判断、性差にかかわらず性被害の予防など意見が出ました。これは3番の現代的な課題について、適切な意思決定や行動選択をすることができる及び1番の性に関する正しい知識や情報を身につけてという部分です。

集団指導と個別指導の補完の見える計画は、4番の集団での学びと個々のニーズに応じた学びができるにつながります。

また、まわりの人みんなを大切に育てる心育てる計画等については、人権を尊重して、他者への思いやりを持つことができるにつながると考えます。

性情報への正しい知識・判断、相談や医療へのアクセスについて及び学校内外の専門家の活用を踏まえた計画などのご意見は、いつでも必要な情報にアクセスできるというところにつながりを考えております。

なお、現行の平成26年の冊子の基本方針と今回提案した基本方針の案のつながりについてご説明いたします。

どのような背景を持つ子どもがいたとしても取り組むことができる授業というのは、多様性や人権を尊重して、他者への思いやりを持つことができるにつながると思います。

自分に誇りを持つことができ、学ぶ必然性や学ぶべき価値があると子どもの中で受け止められる授業は、性に関する正しい知識や情報を身につけ、自分の心と体を大切にすることができる及び3番の現代的な課題について、適切な意思決定や行動選択をすることができるにつながるかと思います。

指導者が指導案集を見て、「おもしろい」「やってみよう」など、授業がイメージできて実践意欲が沸く授業というのは、いつでも必要な情報にアクセスできるはもちろん、これについては、1番、2番、3番、4番全てにつながると考えています。

4番の集団での学びと個々のニーズに応じた学びができるは、今回、特徴的な目玉にもなる集団指導と個別指導の補完ですが、現行の平成26年の冊子にはそこは入ってませんがしっかり考えていきたいところです。

現行の基本方針は、全てが〇〇できる授業とし、授業中心の基本方針でした。

今回の基本方針の案としては、授業プラス子どもを中心に、相談支援等もできることを含めて基本方針を考えたところです。

基本方針案を5つ発表させていただきました。また、その基本方針の案が、先生方の協議のまとめとどうつながっているか、現行の平成26年の冊子の基本方針と、どのようなつながりがあるか説明をさせていただきました。

授業を行うに当たっては、平成26年発刊の指導案集の基本方針を継承したいと考えております。基本方針のもととなるコンセプトは、「どの子ども輝く授業」でしたので、今回は授業も含めて幅広く捉え、コンセプトとして「どの子ども輝く」を提案いたします。

資料2の説明につきましては、以上になります。

秋月委員長：資料3も続けて説明をお願いします。

事務局：お手元の資料3をご覧ください。

基本方針案に基づく改訂の進め方を説明をいたします。

- 1 平成26年発刊熊本市性に関する指導《指導案集》をもとにする
- 2 学習指導要領に基づく見直しを行う。
- 3 教育課程における位置づけを明確化する。
- 4 計画的な個別指導（例）を示す。
- 5 学校内外の連携や情報へのアクセスを示す。
- 6 命の安全教育について示す

以上6点について挙げております。

資料3の説明を終わります。

秋月委員長：ありがとうございました。

資料2と3と続けてご説明いただきましたが、内容に関しまして、質問等ございませんでしょうか。

秋月委員長：私から質問してもよろしいでしょうか。

資料の2の2番。第2回熊本市性に関する指導の推進委員会のグループ協議のまとめの箇条書二つ目で、5項目を基本柱としているとした上で自分を知る、性に関する自己認識を特化していくという記述があるんですけども、これは、自分を知る、ということの中に性自認も含まれていますという解釈かそれとも性自認に特化していくということでしょうか。

事務局：グループ協議ではAグループのほうから出していただいたところなんですけれども、この5項目っていうのは、現行の平成26年の冊子で、生命尊重、自分を知る（①自分の体を知る ②自分の心を知る）、人とのつながり、家族そして社会の5項目で、性に関する自己認識は、自分を知るところになります。自分の体や心を大切にすることが、他の項目にもつながり、全ての学びが自分を知る、心を知るところに結びつけて考えられるような子どもたちを育てたいという委員の皆様からご意見をいただいたかと思います。

秋月委員長：ありがとうございました。

性に関する自己認識というこの表現が、私には性自認のことと捉えてしまったので、性に限らずとも自分自身の心や体を知るという、そういう理解でよろしいでしょうか。

事務局：はい。

秋月委員長：ありがとうございました。他はよろしいですかね。

では、グループ協議に入ってもよろしいですか。

推進委員会次第の4番(2)の2つ目基本方針についてのグループ協議というところをご覧ください。30分時間がとってございますので、今、提案いただいた資料2の基本方針と、資料3の改訂の進め方について協議をするということですね。

事務局：はい、先生方から手を挙げて発表してくださいと言ってもなかなか難しいと思いますので、グループで協議していただき、今日、提案した方針等について忌憚のない意見を出していただき、グループ協議の内容を発表していただけたらと思っております。

秋月委員長：承知いたしました。先生方のいろいろなお考え等もあるかと思しますので、グループに分かれますと、議論が活発になりますので、ぜひ、おっしゃりたいことを口に出していただいて共有できればと思います。

では、グループに分かれていただいてもよろしいですか。

事務局：先生方、グループ協議は、資料2、3と言いましたが、資料2の基本方針についての協議をお願いいたします。

(1) グループ協議【30分】

「性に関する指導《指導案集》改訂版の基本方針について」

※事務局から提案された基本方針案について協議

(2) グループ発表【10分】

秋月委員長：これから各グループの代表の方に、議論の内容を整理して発表していただきます。

グループA・B・Cの順序で大丈夫ですか。よろしいですか。

秋月委員長：時間は、10分とってありますので、1グループ3分程度で、簡潔に重要なところは押さえていただいて発表をお願いします。

ではAグループの方よろしくをお願いいたします。

Aグループ：基本方針の(2)番について議論をさせていただきました。

多様性と人権という言葉比べたときに、多様性は人権の中の一つに当たるという意味で考えると、人権という言葉前半を持ってきて、人権と多様性という並びにしたほうがすっきりするのではないかとということがまず一つ目です。

2つ目に、後半が他者への思いやりという言葉が使われていますが、他者への思いやりだけに範囲が狭まってしまうような気もいたしますので、もともとグループ協議のまとめが2番の下から二つ目、周りの人みんなを大切にする心を育てる計画という言葉がありましたので、そちらのほうを持ってきたほうがより深いのではないかとということになりました。前半が人権、多様性を尊重して、後半のほうを周りの人みんなを大切にするができるとしてみてはいかがでしょうかと話をさせていただきました。

3つ目ですが、コンセプトが、どの子ども輝く授業の授業をなくしたということでしたが、前回のこのどの子どもにあたる言葉を変えてみたときに、みんながとか、一人一人がとか、全ての子どもがと言うよりも、どの子どもということに、本来決められた大きな趣旨というか、意味があるのではないかと話が出ましたので、このどの子どもという言葉は使い続けていっていいのではないかと話が出

ました。

以上です。

秋月委員長：ありがとうございました。

ではBグループの方お願いいたします。

Bグループ：Bグループでは、まず、現行の基本方針は全体的にやわらかい表現、それから分かりやすい表現になっているのに対して、改訂版に関しては、ちょっとシンプル過ぎて分かりにくい表現が入っているのではないかという話になりました。

具体的に言いますと、改訂版の(1)は、性に関する正しい知識や情報を身につけ、自分の心と体を大切にすることができる子どもということが分かります。

(2)も多様性や人権を尊重して、他者への思いやりを持つことができる子ども、(3)も現代的な課題に関して、適切な意思決定や行動選択をすることができる子ども、というように、(1)から(3)に関しては、目指す子どもの姿ということで、分かりやすいのですが、(4)と(5)に関しては、分かりにくいかなあという話になりました。例えば、(4)に関しては、集団での学びと個々のニーズに応じたというところまでは指導者の視点、学びができるというところは子ども視点ではないのか、ここが混ざっているのでは、分かりにくいのではないかという意見が出ました。

また、(5)に関しても、いつでも必要な情報にアクセスできるは、誰がというところ、アクセスという言葉自体がこの表現にふさわしいのかどうか、別の言葉にしてもいいだろうし、また、アクセスで終わっていいのか、その情報に到達して、その後のことを示さなくていいのか、ということで、ここももう少し付け加えが必要なのではないかという話になりました。

コンセプトについては、どの子ども輝くというところですが、授業だけが外されているので、やっぱりどの子ども輝く何々というふうには、ここも付け加えが必要、もしくは、どの子ども輝くという言葉自体も、変えてもいいのではないかという話になりました。

以上です。

秋月委員長：ありがとうございました。

それでは、最後Cグループよろしくお願いいたします。

Cグループ：Cグループでは、基本方針の改訂案のほうの(1)と(3)はつなげられるのではないかという意見が出ました。

例えば、性に関する正しい知識や情報を身につけ、現代的な課題について、適切な意思決定や行動選択をすることができる。このようにつなげることができるのではとの意見が出ました。

先ほどBグループからもありましたが、基本方針改訂版のほうの方がやはり分かりにくいのではないか。現行の基本方針のほうの方が、やわらかい表現が使われていて、とても分かりやすかったのではないかという意見も出ました。

また、現行の基本的な考え方の最初の部分にあるんですが、どのような背景を持つ子どもがいたとしてもという表現を、取り入れるべきなのではないかという意見も出ました。どの項目に入れるかですが、(4)の最初の部分に入れることができるのではないかと、つなげるとすれば、どのような背景を持つ子どもがいたと

しても、集団での学びと個々のニーズに応じた学びができるにしてはどうかとの意見が出ました。

最後の(5)については、手段になるので、そこは検討する必要があるのではということになりました。

少し戻りますが、(2)の部分なのですが、他者への思いやりが特別感を感じる。性の多様性というのが、平等というか、あって当たり前のような意識を持つべきではないかということで、自他を認めるといった表現に変えるとよいのではないかと意見が出ました。

全体的に基本方針を見て、イメージしやすい表現をしていく必要があるのではないかと意見でまとめました。

以上です。

秋月委員長：Cグループありがとうございました。

事務局の方いかがですか。

事務局：先生方、熱心なグループ協議、そして、たくさんのご意見をありがとうございました。

事務局のほうも第2回のグループ協議内容や様々な資料を参考にしながら、試行錯誤の繰り返しで、この案を提案させていただきました。今日の先生方からのご意見は、事務局も考えていたことやなるほどと思うところもあり、本当にありがとうございました。

今後につきましては、今日のご意見等を参考に、もう一度こちらの事務局で考えさせていただきたいと思います。

最終案につきましては、先生方に再度連絡させていただき、委員長と事務局のほうで決めさせていただければと思っております。

よろしく願います。

秋月委員長：ありがとうございました。

3つのグループで共通で出ている意見も複数あったかと思います。

このようなものをつくるのは、本当に腰を据えて何日もかけてやることで、事務局の方々は大変な思いをされているかと思います。

そんな中、大変申し訳ないんですけども、今日の意見を取り入れていただいで、さらによりよい方針をつくっていただければと期待しております。

よろしく願います。

秋月委員長：それでは議題の3になります。

事務局からご説明をお願いいたします。

事務局：ワーキング会議について、資料4資料5資料6を準備しております。

まず資料4のほうから説明をさせていただきます。

性に関する指導のワーキング会議について、まず、ワーキング会議委員の役割についてです。

(1) 性に関する指導計画(例)の作成

(2) 現行の指導案、指導資料の見直し

(3) 指導案、指導資料の作成

- (4) 個別指導案の作成
- (5) 専門家を活用した指導
- (6) 横断的な単元の設定

次に、メンバーについてです。

推進委員の貝川先生、河南先生、水田先生、松本先生、今坂先生、松永先生、有江先生の7人の先生方には、引き続きワーキングメンバーとして入っていただきたいと思っております。

今回の改訂に当たりましては、現行の平成26年の冊子の指導案を基本としながらも、新たな現代の課題に応じた指導案であったり、特別な支援を要する児童生徒の指導案だったり、個別の指導をどこにどのように入れていくかであったり、専門家との連携など、指導資料に含める内容が前回に比べて多くなることが予想されるますので、前回より人数を増やしまして、推進委員7人の先生方にプラスして12人の先生方を選ばせていただきました。また、前は4部会でしたが、それに特別支援教育部会を加えた5部会で、ワーキング会議を行うことを考えております。

進め方ですが、今年度はワーキングメンバーで現行の指導案集の見直し等を行い、追加すべき指導内容等についても、今年度中に検討していただき、令和6年度からは、それぞれの部会で改訂を進めていく流れで考えております。

ワーキングメンバーについては、次のページに記載している専門性を有する方々を選出しています。

ワーキング会議については、この第3回推進委員会でワーキングメンバーが承認いただけましたら、1月中に第1回ワーキング会議を行いたいと思っております。推進委員を除くワーキングメンバーの新たな先生方のみで、オンラインによる開催をして、基本方針等の説明等を事務局のほうから行う予定です。

また、第2回ワーキング会議は、2月中に行えたらと思っております。

推進委員を含めたワーキングメンバーによる集合での会議を予定しています。部会ごとに顔合わせのあと、指導案集の見直しに入っていくという流れで考えております。

資料5は、熊本市性に関する指導の指導案作成ワーキング会議運営要項になります。

資料6がワーキング会議の委員一覧です。推進委員7人を含めた19人で構成しております。

これで説明を終わります。

秋月委員長：ありがとうございました。

今のワーキング会議の説明に質問等はございませんか。

松本委員：第4条にワーキング会議開催は12回程度とありますが、5部会に分かれての会議になると思うんですが、場所や時間等が、今のところ分かっていたら教えていただきたいと思っております。

事務局：今年度は先ほど申し上げたように第2回となります。

来年度の12回程度というのは、なかなか全部集合というところは難しいと思いますので、基本的にはタブレット等の Teams 等を使って情報交換をするとともに、定期的に集合での会議を行っていかうと考えております。時間は3時過ぎになるかと思えます。

また、夏休み等の長期休業日につきましては、集合等で集まって時間をかけて行っていったと考えているところです。

松本委員 : ありがとうございます。

Teams というのは、Zoom みたいなのではなくて、言葉やチャットでのやりとりでしょうか。

事務局 : 顔を合わせたの Teams 会議です。

チャット等も日常的には情報交換を Teams で行っていただき、Teams は顔を合わせた会議が出来ますので、活用していただければと思っております。

秋月委員長 : よろしいですかね。

Teams というのは Zoom みたいなものですか。

事務局 : はい。

秋月委員長 : その他にございませんか。よろしいですか。

次に議題の4、今後の推進委員会について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局 : これにつきましては特に資料等はございません。

今後の推進委員会についてですけれども、本日の第3回熊本市性に関する指導の推進委員会をもちまして、今年度予定しておりました3回の推進委員会は全て実施ということになります。

来年度は年4回、推進委員会を行う予定です。

推進委員会では、先ほど説明しましたワーキング会議での作業内容や進捗状況等の報告、推進委員の皆様から指導案や指導資料についての指導助言等をいただくことを考えております。

また、来年度の令和6年度の計画については、期日等を第1回のご案内の時に示させていただきますと考えております。

以上です。

秋月委員長 : ありがとうございます。

何かご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の会議につきましては、皆様のご協力により滞りなく終了することができました。ありがとうございます。

これで、議長の役目を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

では、事務局のほうにお返しします。

事務局 : 秋月委員長、ありがとうございます。

また、委員の皆様もグループ協議等ありがとうございました。

- ・令和6年2月26日（月）福岡県立大学の松浦賢長教授の来課についてのご案内
⇒福岡県の性に関する指導資料の発刊に関わられた松浦先生に、性に関する指導に関わるお話を聞き、今回の改訂の参考にする。

6 閉 会